

【通所リハビリテーションの利用料金表】

令和5年7月1日現在

◇基本料金（昼食550円、日用品費80円、サービス体制加算、入浴介助加算I、リハビリ体制加算、処遇改善加算等を含みます。）

基本時間	割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
6時間～7時間	1割	1,444円	1,582円	1,713円	1,871円	2,028円
	2割	2,258円	2,534円	2,796円	3,112円	3,426円
	3割	3,072円	3,486円	3,879円	4,353円	4,824円

◇加算料金

項目	1日の金額			項目	1か月の金額			
	1割	2割	3割		1割	2割	3割	
入浴介助加算 (II)	60円	120円	180円	科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円	
口腔機能向上加算	(I)	150円	300円	栄養アセスメント加算	50円	100円	150円	
	(II)	160円	320円	認知症短期集中リハ実施加算 (II)	1,920円	3,840円	5,760円	
口腔・栄養スクリーニング加算	(I)	20円	40円	生活行為向上リハ実施加算 ※開始6ヵ月まで	1,250円	2,500円	3,750円	
	(II)	5円	10円	15円				
若年性認知症利用者受入加算	60円	120円	180円	リハビリマネジメント加算 (A)	イ 6ヵ月まで	560円	1,120円	1,680円
重度療養管理加算	100円	200円	300円		イ 6ヵ月超	240円	480円	720円
通常実施の地域を超えた場合	5%	10%	15%		ロ 6ヵ月まで	593円	1,186円	1,779円
移行支援加算	12円	24円	36円	ロ 6ヵ月超	273円	546円	819円	
栄養改善加算	200円	400円	600円	リハビリマネジメント加算 (B)	イ 6ヵ月まで	830円	1,660円	2,490円
短期集中リハビリ実施加算	110円	220円	330円		イ 6ヵ月超	510円	1,020円	1,530円
中重度者ケア体制加算	20円	40円	60円		ロ 6ヵ月まで	863円	1,726円	2,589円
送迎を行わない場合(片道)	-47円	-94円	-141円	ロ 6ヵ月超	543円	1,086円	1,629円	
認知症短期集中リハ実施加算 (I)	240円	480円	720円					
おむつ料		実費						

【介護予防通所リハビリテーションの利用料金表】

令和5年7月1日現在

◆基本サービス料金（1か月の定額料金）

①基本料金（サービス体制加算、科学的介護推進加算、処遇改善加算等を含みます。）

基本時間	要支援1	要支援2
1割	2,347円	4,539円
2割	4,694円	9,078円
3割	7,041円	13,617円

②加算料金

項目	1か月の金額			項目	1か月の金額			
	1割	2割	3割		1割	2割	3割	
口腔・栄養スクリーニング加算 ※1回につき	(I)	20円	40円	60円	運動機能向上加算	225円	450円	675円
	(II)	5円	10円	15円	栄養アセスメント加算	50円	100円	150円
口腔機能向上加算	(I)	150円	300円	450円	栄養改善加算	200円	400円	600円
	(II)	160円	320円	480円	事業所評価加算	120円	240円	360円
若年性認知症利用者受入加算	240円	480円	720円	運動機能向上と栄養改善	480円	960円	1,440円	
生活行為向上リハビリ実施加算※開始6ヵ月まで	562円	1,124円	1,686円	選択的サービス複数実施加算	480円	960円	1,440円	
通常の実施地域を超えた利用の場合に加算		5%	10%	15%	口腔機能向上と栄養改善	480円	960円	1,440円
	利用を開始した月から12月を超えた期間に利用した場合	要支援1 要支援2	-20円 -40円	-40円 -80円	-60円 -120円	運動機能向上と口腔機能向上と栄養改善	700円	1,400円

◆自己負担料金（1日あたりの料金）

昼食	日用品費	おむつ料
550円	80円	使用した分の実費

◆利用料金の合計額は次の計算になります。

$$\left[\begin{array}{l} \text{基本サービス料金} \\ \text{1か月定額 (①基本料金+②加算料金)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{自己負担料金} \\ \text{利用日数分 (昼食+日用品費+おむつ料)} \end{array} \right] = \text{1か月の利用料金}$$

※・料金は要支援区分、要介護区分により金額が変わります。項目により消費税がかかります。（表示は税込の金額です。）

・実際の利用金額は、合計金額で計算されるため実際の請求金額を多少の相違がある場合があります。

・低所得者の方は北見市の軽減法人による利用者負担軽減事業が適用になります。詳細は支援相談員までお問合せ下さい。